

## ○大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会（以下「英検協会」という。）が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受検機会を拡大し、もって高等学校等に在籍する生徒（以下「高校生等」という。）の英語力の向上及び高等学校等卒業後の進路選択の支援を図るため、予算の範囲内において交付する大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国立、私立又は公立の高等学校（専攻科及び別科を除く。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
- (3) 特別支援学校の高等部
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- (5) 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年4月1日号外務部科学省令第13号）で定めるものに限り、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを含む。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大府市内に在住し、英検2級以上を受検した高校生等を養育している者
- (2) 大府市税の滞納がない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、英検を受検した高校生等1人につき、英検協会が定める1回当たりの検定料の額の2分の1とする。ただし、当該受検に際しP T A等の団体が検定料の一部を負担する場合は、英検協会が定める1回当たりの検定料の額から当該負担額を差し引いた額の2分の1とする。

2 補助金の交付は、高校生等1人当たり高等学校等に在籍する期間につき、1回までとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、英検を受検した年度の末日までに、高等学校等に在籍することを証明したうえで、大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 受検料の支払を証する書類の写し

(2) 学力検定の結果を証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した場合にあっては大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定した場合にあっては大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正な行為があったとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に高校生等が受検した英検から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付申請書兼請求書

大府市長殿 \_\_\_\_\_年 月 日

申請者（保護者） 〒474-  
住 所 大府市  
氏 名  
電 話

次のとおり大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）の交付申請及び請求をします。  
なお、交付の決定等の際し、申請者の市税の公簿等の閲覧に同意します。

フリガナ		生年月日	年 月 日生	申請者 との続柄	
生徒氏名					
学校名		学年	第 学年		
受検級	級	受検区分	<input type="checkbox"/> 個人受験 <input type="checkbox"/> 団体受験 <input type="checkbox"/> S-CBT 又は S-Interview		
受検級の 検定料※	円	補助額 (左記金額の 2分の1)	円	合否の別	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否

※PTA等の団体が検定料の一部を負担した場合、当該負担額を除く。

振込口座

金融機関名		銀行・信用金庫 農協・( )		本店 支店
金融機関 コード			店番号	
口座番号			預貯金の種類	普通
口座名義人 (カナ・保護者)				

受検目的（複数回答可）

- 大学等の受験対策のため       単位等の取得のため       実力を図るため  
 市の補助制度があったため       就職活動のため       英語学習の意欲となるため  
 その他( )

在学証明書

学年・科 第 学年 科  
 生徒氏名 \_\_\_\_\_  
 生徒住所 \_\_\_\_\_

上記の者は、 年 月 日現在、本校に在学していることを証明します。

年 月 日

学校名  
学校長

印

第2号様式（第6条関係）

大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付決定通知書

年 月 日

申請者

\_\_\_\_\_様

大府市長



年 月 日付で申請があった補助金について、大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

○補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

生徒名	
交付年月日	年 月 日 ( )

第3号様式（第6条関係）

大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）不交付決定通知書

年 月 日

申請者

\_\_\_\_\_様

大府市長



年 月 日付で申請があった補助金については、下記の理由により交付しないことに決定いたしましたので、大府市英語検定受検料補助金（高校生等分）交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

○不交付の理由

\_\_\_\_\_